

## 診断書・意見書

|                    |                                                                                |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 学 生 氏 名            | (性別 )                                                                          |
| 生 年 月 日            | 年 月 日 生まれ ( 歳 )                                                                |
| 希望配慮事項             | 本人が記載(※箇条書きでよい)。又は、修学上の合理的配慮申込書(写)の添付も可。                                       |
| 診 断 名              |                                                                                |
| 現在の処方              |                                                                                |
| 初 診 日              | 年 月 日                                                                          |
| 症 状 及 び<br>治 療 経 過 | ※心理検査等の検査結果報告書がございましたら別紙にて添付いただきますよう、お願いいたします。                                 |
| 配 慮 内 容            | ※合理的配慮を検討するため、学校生活・修学上の留意点やアドバイス等について具体的にご記入ください。必要に応じて、大学からご連絡させていただく場合があります。 |
| 医療機関名              | 年 月 日<br>主治医氏名                                                                 |

上記の内容について、主治医と日本大学学生支援室が情報共有することに同意します。

年 月 日

本人署名

保証人署名(※大学が必要とした場合)

※本診断書・意見書は、必ず所属学部等の学生支援窓口へ提出してください。

## 診断書・意見書作成のお願い

日本大学では、障がい等のある学生に対しても、障がいのない学生と平等に修学できるよう、卒業まで可能な限りの支援(合理的配慮)を行っております。

学生の学校生活や修学上の配慮内容の検討に際しまして、情報提供及びご意見をいただければと存じます。いただいた情報は、本学における合理的配慮を実施する目的のみに使用され、学生支援室が責任を持って管理いたします。

合理的配慮とは、大学における教育の本質を変えず、他の学生との公平性を損なわず、過度な負担のない範囲で、障がい等による社会的障壁を取り除くことを指します。

診断書・意見書は、学生が障がい等による不利益を被ることなく学校生活を送ることができるよう、合理的配慮を検討するための資料です。

### 【合理的配慮の例】

※記載されている配慮がいつも認められるわけではありません

#### 修学・学校生活上の支援

- ・履修科目担当教員へ配慮事項の伝達
- ・授業での座席の配慮
- ・定期試験における別室受験・時間延長、拡大文字の問題用紙・回答用紙の配布、拡大鏡等視覚補助用具の持参及び使用の許可
- ・障がいを原因とする講義欠席時、授業で配布した資料の後日配布
- ・補助器具(PC, タブレット, UD トーク, 補聴器, ノイズキャンセラー等)の使用許可
- ・板書等の撮影許可
- ・グループワーク, 口頭発表などの際、障がいの特性を把握した具体的な指示や参加への促し
- ・修学・学生生活での日々見守り支援, カウンセリング, 居場所の提供など

### お問い合わせ先

日本大学法学部  
学生支援室・学生支援窓口  
TEL:03-5275-8506